

会津美里町広報業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「会津美里町広報業務」の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

会津美里町広報業務

(2) 業務の目的

別添「会津美里町広報業務委託仕様書(以下「仕様書」とする。)」のとおりとする。

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別添仕様書のとおりとする。

(5) 提案上限額

3,326,400円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8年2月5日(公告日)時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644号の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

- (3) 令和8年2月5日(公告日)時点で、町税等を滞納している者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を会津美里町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び会津美里町暴力団等排除条例(平成24年会津美里町条例第11号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。
- (6) 業務の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい知識、経験及び技術を備えており、かつ、業務の遂行に必要な実施体制や人員体制を有していること。

4 プロポーザル参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書並びに会津美里町財務規則等を理解した上で、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
参加表明書(様式第1号)	1部
法人登記簿(登記全部事項証明書) (法人の場合) ※1	1部
納税証明書 ※2	1部
誓約書(様式第2号)	1部
会社概要(様式第5号) ※3	1部
業務実績調書(様式第6号)	1部
業務実施体制(様式第7号)	1部

※1 参加表明書の提出時点において、会津美里町令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿(一般委託)に登録されている者である場合は、提出不要とする。

※2 提出する納税証明書については、以下のとおりとする。

・証明期間は令和8年2月5日(木)時点で取得可能な最新のもの(直前1年分)とする。

【会津美里町内の事業者(法人)】

税目	取得場所	取得する証明書
法人税	国税所管税務署	税務署様式その3の3
消費税及び地方消費税		
法人町民税	会津美里町役場	会津美里町において滞納がないことの証明 (納税証明書)

【会津美里町内の事業者（個人）】

税目	取得場所	取得する証明書
所得税	国税所管税務署	税務署様式その3の2
消費税及び地方消費税		
個人町民税（特別徴収を含む）		
固定資産税	会津美里町役場	会津美里町において滞納がないことの証明 (納税証明書)
軽自動車税		
国民健康保険税		

【会津美里町外の事業者（法人）】

税目	取得場所	取得する証明書
法人税	国税所管税務署	税務署様式その3の3
消費税及び地方消費税		
法人市町村民税	法人市町村民税 支払先の自治体 窓口	当該自治体において滞納がないことの証明 (納税証明書)

【会津美里町外の事業者（個人）】

税目	取得場所	取得する証明書
所得税	国税所管税務署	税務署様式その3の2
消費税及び地方消費税		
個人市町村民税（特別徴収を含む）		
固定資産税	住所地の自治体	当該自治体において滞納がないことの証明 (納税証明書)
軽自動車税		
国民健康保険税		

※3 パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。

（2） 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

（3） 提出場所

本実施要領に定める担当課

（4） 提出期限

令和8年2月20日（金）必着

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法

律第 178 号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

※郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対する対して、異議申し立てはできない。

※参加資格確認結果を参加表明書提出者全員に電子メールで通知する。

5 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質問票を提出すること。ただし、評価や審査に係るもの質問については受け付けない。

(1) 提出書類

質問票(様式第 3 号)

(2) 提出方法

電子メールとする。

※ 質問票送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

※ 受信確認は休日を除く、8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

(3) 提出先

本実施要領に定める担当課メールアドレス : seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp

(4) 提出期限

令和 8 年 2 月 13 日(金)17 時 00 分までとする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 2 月 17 日(火)までに質問者へメールでの回答及び質問者名をふせて集約したものを会津美里町ホームページに掲載する。

会津美里町ホームページ <https://www.town.aizumisato.fukushima.jp>

6 1次審査

4で提出した書類の内容を審査する。

(1) 審査基準

審査項目	内 容	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務実施体制等が具体的に示されており、業務の適切な執行が見込まれるか。・毎月の広報紙発行を確実に遅滞なく実行できる体制になっているか。	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・自治体から本広報業務と同等規模以上の業務を受託した実績はあるか。・取材、記事作成、広報活動を行う上で十分な実績とノウハウがあるか。	10
地域密着性	<ul style="list-style-type: none">・業務内容や業務実績から地域への理解・配慮があり、地域住民、地元企業や地域資源を活用した広報活動が期待できるか。	15
多様な情報発信	<ul style="list-style-type: none">・業務内容や業務実績から広報紙以外の手段を用いて、多様な広報活動を行えるか。	15
合 計		50

(2) 選定方法

上記審査基準に基づき、「広報業務公募型プロポーザル審査委員会」における審査を経て、各審査者の評価点の合計が高い上位3者を決定し、1次審査通過者とする。

(3) 結果通知

令和8年2月26日(木)までに1次審査の結果及び選定結果を参加者全員に電子メールで通知する。

また、1次審査通過者に企画提案書及び2次審査課題データを提供する。

7 企画提案書及び2次審査課題データの提出

(1) 提出書類

企画提案書及び2次審査課題データ提出は、次のとおりとすること。

提出書類	提出部数
企画提案書表紙(様式第4号)	正本1部
企画提案書 別紙(任意様式)	電子データ一式
2次審査課題データ ※1	
見積書及び見積内訳書(様式第8号) ※2	正本1部(要印)

※1 電子データのファイル形式は企画提案書作成要領のとおりとし、CD-RまたはDVD-Rに保存して提出するか、クラウドストレージサービス等により提出すること。電子メールへのファイル添付は受信容量の都合上不可とする。なお、提出書類の不備、漏れ等に関しては提出者がその責任を負うものとする。

※2 業務期間における見積書を作成すること。費用内訳の添付は任意とする。

(2) 提出方法(正本)

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

(3) 提出場所

本実施要領に定める担当課

(4) 提出期限

令和8年3月12日(木)必着

※持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時00分までとする。

※郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出先に到着しなかったことに対する異議申し立てはできない。

8 企画提案書等作成方法

(1) 全般

使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

また、使用する様式については、別に定めがある場合を除き、規定の様式を使用すること。様式は1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えないものとする。

(2) 企画提案書 別紙(任意様式)

本業務に関する企画提案書を企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(3) 見積書（様式第8号）

本業務に関する全ての費用を記載すること。

9 2次審査（プレゼンテーション）

企画提案書等の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。ただし、見積額が提案上限額を超える場合は対象としない。

(1) 実施日時

令和8年3月下旬予定

※日時及び会場の詳細については、別途応募者に通知する。

(2) 実施時間

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・内容に関する質疑応答 10分以内

(3)出席者数及び説明者

出席者は3名以内とし、説明者は本業務の主たる担当者とする。

(4)留意事項

- ・プレゼンテーションの順番は、参加受付の順とする。
- ・すでに提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字がある場合にはプレゼンテーション時に説明すること。
- ・プレゼンテーション時に使用するマックスハブ(画面)及びHDMI端子は、町が準備する。他の機器(パソコン等)は、参加者が用意すること。

(5) 審査基準

審査項目	内 容	配点
課題の評価	業務の理解と企画提案の妥当性	・広報業務の目的を理解し、企画提案の内容は本町が意図する内容として妥当であるか。
	構成力	・テキスト、写真、イラストなどが有効的に配置され、目を引くレイアウトになっているか。
	表現力	・わかりやすい言葉、表現が使われているか。 ・写真、イラストの視覚要素が、情報を補足、強調し、伝えたい内容をより明確にわかりやすくしているか。
	形式・体裁	・広報紙としての基本的な形式が整っており、文書構成やレイアウト、表記ルールに一貫性・読みやすさがあるか。
	業務の本質把握と課題改善	・広報業務の本質を捉え、課題を発見し改善していくことができるか。
	見積額	・見積額が業務内容に対して妥当かつ効率的な配分がなされているか。
合 計		80

(6) 選定方法

- ・上記審査基準に基づき、「広報業務公募型プロポーザル審査委員会」における審査を経て、1次審査及び2次審査の各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定する。
- ※ 1次審査及び2次審査の合計点で受託候補者を決定することに留意する。
- ・各審査者の評価点の合計点には最低基準点（520点×60%＝312点）を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- ・受託候補者の選定結果は、本プロポーザルのプレゼンテーションを行った全参加者へ郵送により通知する。また、会津美里町ホームページでも選定結果を公表するが、参加者の名称や評価点については、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができるものとする。なお、結果通知の内容に対する異議申し立てには応じない。

10 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のとおり実施する。

①公募型プロポーザル実施公告	令和8年2月5日(木)
②質問受付期間	令和8年2月5日(木)から 令和8年2月13日(金)まで
③質問に対する回答	令和8年2月17日(火)までに回答
④参加表明書の提出期限	令和8年2月20日(金)
⑤1次審査結果通知、企画提案書等提供	令和8年2月26日(木)
⑥企画提案書等の提出期限	令和8年3月12日(木)
⑦プレゼンテーション	令和8年3月下旬予定
⑧選定結果の通知	令和8年3月下旬予定
⑨業務委託契約の締結	令和8年3月下旬予定
⑩審査結果等の公表	令和8年3月下旬予定

11 受託候補者決定後の契約

受託候補者との協議が整い次第、会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

12 参加者の失格

参加者が以下のいずれかに該当する場合、その者の提出した書類を全て無効とし、提出者は失格とする。

- ・本実施要領等に定める提出方法、提出先、提出期限、留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・本実施要領に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- ・提出書類の不備又は虚偽の記載等があった場合
- ・審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ・その他、著しく信義に反する行為があった場合

13 その他の留意事項

- ・参加表明書及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ・参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。

- ・参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明又は不知を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ・企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ・企画提案書は、提出者 1 者あたり 1 提案とし、複数の提案はできない。
- ・提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- ・提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
- ・参加表明書又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式第 9 号)により、担当課へ届け出ること。
- ・提出された企画提案書等の内容について、本町より問い合わせ又は追加資料の提出を求めことがある。
- ・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年会津美里町条例第 4 号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。なお、この場合においては、情報公開請求内容について協議するものとする。

14 担当課(問い合わせ先)

会津美里町政策財政課政策企画係（本庁舎 2 階 10 番窓口）

所 在 地：〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

TEL/FAX：0242 - 55 - 1171/0242 - 55 - 1139

E-mail : seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp